

固定資産税の納税通知書を発送します

固定資産税Q & A (質問と答え)

Q. 平成26年5月に住宅を新築しました。本年度から固定資産税が急に高くなったのですが、なぜですか？

A. 新築住宅には、住宅建築促進を図るため、固定資産税を軽減する制度があります。一定の要件を満たせば3年間(長期優良住宅ならば5年間)、120㎡までの床面積について税額が2分の1に軽減されます。今回の場合、軽減期間が終了したため、元の税額に戻ったということです。

Q. 自宅の屋根に乘せている太陽光発電設備に固定資産税が課税されると聞きましたが、本当ですか？

A. 太陽光発電設備の規模によっては課税される可能性があります。10KW以上の発電量として電力会社と売電契約をしている場合は、固定資産税の償却資産として所有者に申告義務があります。毎年1月に税務課へ申告書を提出してください。
※屋根材と一体型(建材型)タイプの太陽光発電設備は、償却資産の対象外となるため、申告の必要はありません。

固定資産税とは、毎年1月1日(賦課期日)に土地・家屋・償却資産を所有している人に賦課される税金です。

4月中旬に送付する固定資産税の納税通知書に、土地・家屋の課税明細書を同封しています。納税通知書が届いたら、適正な課税がなされているかどうか、確認をお願いします。

【土地・家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できます】

市内に所在する土地・家屋の評価額を比較し、自らの土地・家屋の評価額が適正かどうか確認するために、土地・家屋価格等縦覧帳簿を縦覧することができます。縦覧帳簿には、土地の地目、地積、評価額などや家屋の種類、構造、床面積、評価額などが記載されています。

縦覧できるのは、納税義務者本人、義務者から委任を受けた代理人、または納税管理人です。

▷日時 4月2日(月)～5月1日(火)(土・日曜日、祝日を除く)

午前8時30分～午後5時15分

▷場所 税務課、各支所、出張所

▷持参するもの 本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)、委任状(代理人が縦覧する場合)

☎税務課 0869-22-1181

障害のある人の軽自動車税を減免します



身体に障害のある人や重度の精神障害のある人が所有している軽自動車は、申請によって、1人1台に限り軽自動車税が減免されます。

4月1日現在で、身体に障害がある18歳未満の人または精神に障害がある人と生計を同じくする人が所有する軽自動車も対象となります。

障害の等級など条件によっては減免の対象にならない場合があります。また、自動車税の減免を受けている人は、軽自動車税の減免を受けることはできません。

▷申請方法

申請書は税務課、各支所、出張所にあります。印鑑、運転する人の免許証、自動車検査証(車検証)、減免申請内容が確認できるもの(身体障害者手帳など)、所有者のマイナンバーが確認できるもの(通知カードなど)を持参し、手続きをしてください。

※平成20年度以降の減免申請内容(障害の等級、車、運転者など)に変更がない場合は、申請書を提出する必要はありません。

▷申請期限 5月24日(木)

☎税務課

☎0869-22-1114



税金 あれこれ

平成30年度から

市税・保険料のコンビニ納付が始まります

皆さんの利便性の向上のため、平成30年度の市税・保険料から全国のコンビニエンスストアで納付ができるようになります。時間や曜日を気にせず、最寄りのコンビニで納付できますので、ご利用ください。

☎税務課 0869-22-1114

コンビニで納付できる市税・保険料

- 市税 市県民税(普通徴収分)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(普通徴収分)
- 保険料 介護保険料(普通徴収分)、後期高齢者医療保険料(普通徴収分)

コンビニ納付開始時期

開始時期は、市税・保険料で異なります。

開始時期	コンビニ納付ができる市税など
4月から	固定資産税
5月から	軽自動車税
6月から	市県民税(普通徴収分)
7月から	国民健康保険税(普通徴収分) 介護保険料(普通徴収分)
8月から	後期高齢者医療保険料(普通徴収分)

利用できるコンビニ

セブン-イレブン、ファミリーマート、ローソン、サークルK・サンクス、ポプラなど
※詳しくは、市から送付する納付書の裏面に記載されたコンビニ一覧表をご確認ください。
・営業時間内であれば、いつでも納付できます。
・手数料はかかりません。
・現金で納付してください(小切手、カード類、商品券で納付することはできません)。
・領収書は重要な書類です。大切に保管してください。

コンビニで納付できない場合

次のいずれかの場合、コンビニ納付はできません。

- ・バーコードの印字がない納付書
- ・納付期限を過ぎた納付書
- ・汚れや破損によりバーコードが読み取れない納付書
- ・金額を訂正した納付書
- ・1枚の納付金額が30万円を超える納付書(30万円を超える納付書にはバーコード印字がありません)

